

公共工事等の諸経費（調査票）に関する電話問い合わせ対応の 一時中止期間の延長について

当センターは、新型コロナウイルスの感染拡大の予防を図るため、令和2年4月7日の内閣総理大臣による「緊急事態宣言」等を踏まえ、勤務する役職員の在宅勤務を実施させて頂いており、当センターの執務室は原則閉鎖をさせて頂いております。

このため、公共工事等の諸経費（調査票）に関する電話問い合わせ対応について、5月6日までの間、一時的に中止させて頂いておりました。

今般、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことを踏まえ、下記の通り、電話問い合わせ対応については、再度一時中止をさせて頂きます。なお、情報セキュリティの観点から、メールでのお問い合わせについても応じておりません。

大変お手数ですが、この間のお問い合わせについては、6月1日以降に、ご連絡頂きますようお願い申し上げます。

調査票作成に際し「よくある質問への回答（Q&A）」を専用サイト（調査票をダウンロード頂いたサイト）にアップしております。専用サイトについては、調査票をダウンロードされた方にのみ別途案内していますのでご注意ください。

今後とも当センターは、センター内外への感染拡大抑止と役職員の安全確保を最優先に、政府の方針や行動計画に基づき、迅速に対応方針を決定し実施してまいります。関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

一時中止期間：令和2年5月11日（月）から5月31日（日）まで
（注）期間が変更になった場合には、改めてお知らせいたします。

令和2年5月8日 一般財団法人国土技術研究センター
技術・調達政策グループ